

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月1日
【会社名】	光ビジネスフォーム株式会社
【英訳名】	HIKARI BUSINESS FORM CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 康宏
【本店の所在の場所】	東京都八王子市東浅川町553番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03(3348)1431(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 大宮 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年3月30日開催の当社第53回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2021年3月30日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 1 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金23円

総額132,986,644円

##### 2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	100,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	100,000,000円

#### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、松本康宏、大宮健、水野晴仁、渡邊宏志及び横山友之を選任する。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、岩永清範を選任する。

#### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する林陽一及び坂下正已に対し退職慰労金を贈呈し、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任する。

#### 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

松本康宏、大宮健、水野晴仁、今井公富、山内政幸、岩永清範及び倉本勤也に対し、本総会終結の時点までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することとし、支給の時期は各氏の退任時、具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任する。

#### 第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合%)
第1号議案 剰余金処分の件	35,345	48	0	(注)1	可決(99.9)
第2号議案 取締役5名選任の件				(注)2	
松本 康宏	35,070	323	0		可決(99.1)
大宮 健	35,070	323	0		可決(99.1)
水野 晴仁	35,070	323	0		可決(99.1)
渡邊 宏志	35,070	323	0		可決(99.1)
横山 友之	35,070	323	0		可決(99.1)
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
岩永 清範	35,302	91	0		可決(99.7)
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	35,048	345	0	(注)1	可決(99.0)
第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	35,042	351	0	(注)1	可決(99.0)
第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	35,284	109	0	(注)1	可決(99.7)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(委任状の提出による代理行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、委任状の提出による代理行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

委任状の提出による代理行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。